

## 南極 OB 会北海道支部細則

### 第1章 総則

第1条 本会は南極 OB 会会則第2条2項により北海道地区に設置され、南極OB会北海道支部と称し、北海道支部会員（以下「会員」と称する）の親睦と南極に関する知識の普及活動を行い、南極観測事業の発展に寄与することを目的とする。

第2条 この細則は南極OB会会則運用規程第9条の規定に基づき、北海道支部の運営に関して必要な事項を定める。

第3条 この細則に定めのない事項については南極OB会則の定めるところによる。

### 第2章 事務所

第4条 事務所は会計担当幹事の自宅とする。

### 第3章 会員

第5条 本会は南極OB会則第5条1項に定める「会員」、および2項に定める「会友」のうち、北海道在住、または出身など北海道に関連のある者をもって組織する。

### 第4章 事業

第6条 本会は次の事業を行う。

- ・ 会員相互の親睦のための事業
- ・ 南極に関する知識を普及する事業
- ・ 南極観測を支援し、その発展に寄与するための事業
- ・ その他、会の目的達成のため必要と認められる事業

### 第5章 役員

第7条 本会に次の役員を置き、総会において支部会員の中から選任する。

- ・ 支部長 1名
- ・ 監事 1名
- ・ 幹事長 1名
- ・ 幹事 15名以内
- ・ 顧問 若干名

第8条 任務は次の通りとする。

- ・ 支部長は本支部を代表し、その会務を総理する。総会を招集する。
- ・ 監事は支部の事業、会計を監査する。
- ・ 幹事長は幹事を取りまとめて会務を遂行する。幹事会を招集する。
- ・ 幹事は幹事会を構成し、幹事長の下で支部の会務を遂行する。
- ・ 顧問は会の運営に関し、必要に応じて支部長に助言する。

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員に異動などで欠員が生じた場合は、支部長の委嘱を持って補い、任期は前任者の残任期間とする。

## 第6章 総会

第10条 支部会員で構成される通常総会を年1回(観測隊帰国歓迎会を兼ねる)開催するほか、必要に応じて臨時総会を開く。

第11条 総会は本会の目的遂行に関する重要な事項を審議する。下記の事項については総会の承認を受けなければならない。

- ・ 事業報告および収支決算
- ・ 事業計画および収支予算
- ・ 支部細則の変更(出席者の3分の2以上の賛成で変更可)
- ・ その他幹事会が必要と認めた事項

## 第7章 会計

第12条 支部の財産は次の通りとし、支部長と会計担当幹事がこれを管理する。

- ・ 寄付金
- ・ 本部交付金
- ・ 事業収入
- ・ その他

第13条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 付則

本細則は、平成29年6月2日から施行する。

南極OB会北海道支部細則  
(平成19年5月18日制定)  
(平成21年5月27日改正)  
(平成29年6月2日改正)